

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間

2022 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの 5 年間

2.内容

【目標1】

2022 年 12 月までに、1 か月平均一人当たりの所定外労働時間を 2021 年実績の 5%減 (9.7 時間以内)まで削減し、以降は 5%以上増加しないよう管理をおこなう

【対策】

- ・週 1 日、ノー残業デーの設定
- ・休日出勤時の代休取得の促進
- ・テレワークの導入

【目標2】

年次有給休暇の取得促進

【対策】

- ・5 連続休暇(公休日、祝日に有給を加えた 5 連続休暇)を半期 1 回以上取得するよう部門長会議で経過報告を行う